

社会福祉法人 笑風会

職員がその能力を十分に発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年5月1日～令和6年4月30日までの 2年間

2. 内容

目標1：労働者が子どもの看護のための休暇について、始業の時刻から連続せず、かつ、終業の時刻まで連続しない時間単位での取得を認める制度の周知を図る。

＜対策＞

- 令和4年5月～ 職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和4年9月～ 職員を対象とした研修および職員回覧などによる全職員への周知

目標2：有給休暇取得日数を7日以上にする。

＜対策＞

- 令和4年5月～ 有給休暇に伴うシフト組換えを合理的に行なう体制・手順を検討する。
- 令和4年9月～ 有給休暇取得が少ない者に対し、啓発するシステムを構築する。
(有給休暇付与日、付与日数、繰越日数、取得日数等から対象者を抽出する)
- 令和5年1月～ 有給休暇取得が少ない者に対し啓発及び聞き取り調査開始